

明石市介護・障害福祉分野の社会福祉法人等奨学金返  
済支援制度事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手職員に対する奨学金返済支援制度を設け、当該職員に対して奨学金返済のための手当等（就業規則等により奨学金の返済支援のために支給することが定められている手当、賞与への加算等をいう。以下同じ。）を支給する社会福祉法人等に対して補助金を交付することにより、明石市内の介護・障害福祉分野の社会福祉法人等における若手職員の人材確保及び定着を促進することを目的とする。

(補助対象法人)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象法人」という。）は、第5条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度（以下「対象年度」という。）の社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会が定める社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（以下「県社協要綱」という。）第10条に定める補助金の交付決定を受けた法人であって、明石市内に別表に掲げる事業を行う事業所を置くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人は、補助対象法人としない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象法人が次の各号のいずれにも該当する職員（以下「補助対象職員」という。）に対して支給した手当等とする。ただし、対象年度内に補助対象法人が当該職員について、国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付（県社協要綱によるものを除く。）を受けているときは、当該職員に係る手当等は、補助対象経費としない。

- (1) 県社協要綱第5条に規定する対象職員である者
- (2) 別表に掲げる事業を行う事業所（明石市内に所在するものに限る。）に勤務している者
- (3) 県社協要綱第6条に定める補助対象とする期間内にある者

(補助金の額)

第4条 補助対象職員1人当たりの補助金の額は、次に掲げる額のうち最も低い額と

する。

- (1) 補助対象職員が対象年度内に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に返済する奨学金の額に3分の1を乗じて得た額
- (2) 補助対象法人が対象年度の4月1日から2月末日までに補助対象職員に支給を完了した手当等の額から県社協要綱による補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 6万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象法人（以下この条において「申請者」という。）は、市長が別に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第10条に規定する社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 県社協要綱第9条第1項の規定による補助金の交付の申請を行った際に提出した事業計画書の写し
- (3) 補助対象職員が対象年度内に機構に返済する奨学金の額及び奨学生番号が記載された書類の写し
- (4) 手当等の支給の根拠となる規定が定められた就業規則等の写し
- (5) 市税の完納を証する公的書類。ただし、市が申請者の同意を得て、当該申請者の市税の納付状況を確認できる場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により、当該交付申請をした補助対象法人に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第7条 前条の規定による通知を受けた補助対象法人（以下「交付決定補助対象法人」という。）は、県社協要綱第11条第2項の規定による変更の承認を受けたときは、市長が別に定める補助金交付決定内容変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第11条第2項に規定する社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付決定内容変更承認通知書の写し
- (2) 県社協要綱第11条第1項の規定による申請を行った際に提出した事業計画書(変更)の写し
- (3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる書類
  - ア 補助対象職員を追加する場合 当該補助対象職員が対象年度内に機構に返済する奨学金の額及び奨学生番号が記載された書類の写し
  - イ 手当等の額を増額又は減額する場合 当該手当等の支給の根拠となる規定が定められた就業規則等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げる書類の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、その結果を市長が別に定める通知書により、当該交付決定補助対象法人に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第8条 交付決定補助対象法人は、県社協要綱第11条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、市長が別に定める補助金事業中止(廃止)届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第11条第2項に規定する社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金事業中止(廃止)承認通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第9条 交付決定補助対象法人は、県社協要綱第13条第1項の規定による通知を受けたときは、市長が別に定める補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 県社協要綱第13条第1項に規定する社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金額確定通知書の写し(同条第2項の規定により交付を省略されている場合を除く。)
- (2) 県社協要綱第12条の規定による実績報告を行った際に提出した事業報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市長が別に定める補助金額確定通知書により、当該交付決定補助対象法人に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定補助対象法人は、前条の規定による通知を受けたときは、市長が別に定める補助金請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該交付決定補助対象法人に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定補助対象法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行ったときは、市長が別に定める補助金交付決定取消通知書により、当該交付決定補助対象法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳簿等の保管)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象法人は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿その他当該収入及び支出についての証拠書類を当該交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年9月20日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

別表（第2条関係）

- |   |  |
|---|--|
| ア | 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス事業                                  |
| イ | 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業   |
| ウ | 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業  |
| エ | 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業   |
| オ | 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業   |
| カ | 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業   |
| キ | 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業  |
| ク | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業 |
| ケ | 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業   |
| コ | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業                                      |
| サ | 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業  |